

2019年9月23日

燕民主商工会

NO. 2,142

Tel 0256-62-3836
FAX 0256-64-4509

業務案内

税金・金融・経営相談
社会保険・労働保険
建設業等各種許可申請
燕民商労働保険事務組合
燕民商共済会

税務署が消費税に関する調査票を発送

関東信越国税局名で多方面の方々に調査票が送られており、問い合わせが相次いでいます。チェック表で該当した業者は、来年春に消費税の申告が必要になります。
該当しない場合も、9月25日までの提出を求めていますのでご留意ください。

令和元年9月10日

卷 税務署長

税務署長の記名
及び部署印は省略しています

消費税に関する届出についてのお尋ね

税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。

さて、平成29年（基準期間）の課税売上高が1,000万円を超える事業者の方、又は平成30年1月1日から6月30日まで（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超える事業者の方は、令和元年分において消費税の課税事業者となります。

つきましては、同封の「消費税の納税義務者に該当するかどうかのチェック表」（以下「チェック表」という。）により、消費税の課税事業者に該当するかご確認いただき、消費税の課税事業者に該当する場合には、9月25日（水）までに「消費税課税事業者届出書」を提出してください。

なお、チェック表によるご確認の結果、消費税の課税事業者に該当しないため、「消費税課税事業者届出書」の提出が不要な方は、お手数ですが、事務処理上の整理が必要となりますので、同封の「チェック表」裏面に必要事項を記載の上、上記の期日内に提出していただきますようお願いいたします。

10月1日から10%増税・軽減税率の導入！

どこがどう変わる・私たちへの影響は？

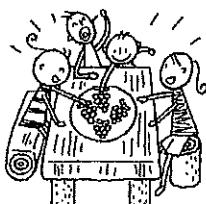
消費税学習会

10月12日(土)午前10時～12時

燕民主商工会にて 参加費無料

講師 新潟合同法律事務所
星野克男税理士

午前10時より
10月5日
バーベキュー
燕民商駐車場にて



あの声・この声・つづき

★(Sさん)
舟下りの旅行に行き、酒と弁当買って乗り込みました。誰も飲んでいた食事についてないので、開けて弁当をそっと開けて片付けました……

★(Xさん)
真夜中、アイスのかップを取ってつもりで口に入れたら気持ちの悪いもので、あわてて匂気つけて確認したらもぐくでした。

★(Yさん)
今年、バナナの苗を植えました。今では160㌢くらいの高さになりました。冬越しできる様頑張ります。

★(Zさん)
ひとつしか顔をもたない人は少ないそうです。いくつも顔を持つるという説です。善いほうに悪いほう。

★(Aさん)
「愛は不況知らず」です。身体中に肉塊のある知人がいたので「おまえ、アコにもしあたらいいんじゃねいか」と云ったら、すこちられました。(やらかしてはいけませんよ)

★(Bさん)
姉が珍らしくパンティを貰いに行くというでよくよく聞いたら「ジムがやるやるにせり穴があいたからだそうで何年ほいたのかは聞かない事にはいけない

★(Cさん)
優柔不断で物事を決められない人を「優しい人」と感覚する人がいます。

★(Dさん)
うちの母さんは病院の先生に「漢方薬はおいしくないから、注射一本うって下さい」といいます。